カトリック高松教区香川地区宣教司牧評議会規約

（名　称）

第１条　　本会は、カトリック高松司教区香川地区宣教司牧評議会という。

（目的・性格）

第２条　　本会は、カトリック高松司教区方針に沿い、香川地区（以下、地区という）内の司祭・修道者・信徒が協力し、地区における福音宣教を推進する。

2.　そのためには、合議をもってなされた地区の方針に向けて、小教区を越えて協力し、協議する。

（活　動）

第３条　　本会は、前条の目的を達成するために、カトリック高松司教区宣教司牧評議会との連携を図り、次に掲げる活動を行う。

1.　地区全般にわたる宣教司牧活動の企画立案および、運営実施に関する事項。

2.　地区内相互の宣教司牧活動上の連絡、調整に関する事項。

3.　その他必要と認められる事項。

（構成－評議員）

第４条　　本会は、教区長が任命する地区長（教会法第５５３条から第５５５条までの規定による）と、下記の評議員で構成する。

1.　各小教区代表　　男女各１名

2.　地区修道女会代表　　２名

3.　諸活動団体の代表　　各１名

4.　教区長指名の教区宣教司牧評議員

（構成－役　員）

第５条　　本会に、活動を円滑に行うために役員会を設ける。

役員構成員は次の通りとする。

1.　教区長が任命する地区長(司祭)

2.　各小教区代表　　各１名

3.　地区修道女会代表　　１名

4.　教区長指名の教区宣教司牧評議会評議員　１名

5.　役員会が委嘱する

ｉ）事務局長　　１名

ii）監事　　１名

（役員選出）

第６条　　地区長を除く役員は、任期満了後２ヶ月以内に評議員の互選によって選出される。

（役員職掌）

第７条　地区長は、第２条に基づいてなされた評議会および役員会での議決事項を承認する。地区長が欠席の場合、地区長は代理人を出し、事後に承認をする。

1. 会長　地区長を除く役員の互選によって選出され、地区長の承認を得た者。本会を代表し、教区宣教司牧評議会評議員および同会役員に推薦される。

2. 副会長　地区宣教司牧評議会の司会に当たり、議事進行を行う。又、会長に事故ある時は代行する。
本会を代表し、教区宣教司牧評議会評議員に推薦される。

3. 事務局長は以下の業務を行う。
ｉ）会議を記録し、議事録の作成を行い、保管する。
ii）会の運営のために、会費徴収等の会計業務、年度予算の作成、年１回の会計報告を行う。
iii）会の運営が円滑に行われるように、評議員又は役員に連絡を取るなど、会長の意思伝達を主な仕事とする。

4. 監事　地区宣教司牧評議会会計および執行機関の業務を監査する。（原則として、前会長がこれに当たる。但し、該当年度の構成員でなくても良い事とする）

（任　期）

第８条　地区長を除く本会の評議員の任期は１期２年とし、原則２期までとする。

ｉ）評議員および役員改選に要する若干の期間は、前任者が引き続き会務を執行する。

ii）評議員および役員に欠員が生じたときは、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

（会　議）

第９条　本会の会議は地区長が召集し、次の要領で評議員会および役員会を開催する。

1. 評議員会は、教区宣教司牧評議会に準じて開催し、他、必要と認めたとき臨時に開催する。

2. 役員会は、教区宣教司牧評議会役員会に準じて開催し、他、必要と認めたとき臨時に開催する。

3. 会議は、構成員の３分の２（委任状、代理人を含む）の出席をもって成立する。

4. 会議で議決を必要とするときは、地区長を除く出席（委任状、代理人を含む）構成員の過半数の賛成によって決定し、賛否同数の場合は、地区長がこれを決定する。

（事務局）

第10条　本会の事務局は業務の円滑な運営を図るため、地区長指定のところに置く。

（会　計）

第11条　本会の会計は、各小教区の拠出分担金その他をもってこれに充てる。

2.　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（規約改正）

第12条　本会の規約改正は、役員会において起草し、評議員の3分の2以上の賛成を得、かつ、教区長の許可を得て効力を発する。

（附　則）

①　活動団体とは、地区における宣教司牧活動に参画の申し出があり、本会が必要であると認定した団体とする。

②　この規約は、教区長の承認を得て2007年 11月 16日より施行する。

高松司教
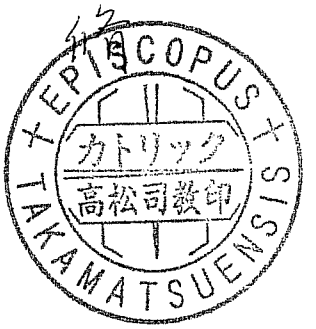
溝部 脩